役　員　等　報　酬　規　程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人まごころの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第３条　理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　評議員が評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

３　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第４条　理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は､別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

３　理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は､別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

４　評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

５　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（監事の報酬等）

第５条　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第６条　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
３　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）
第７条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費等を支給することができる。
２　旅費は、実費を支給する。
３　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
４　旅費は実情を考慮し、増額することができる。
５　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）
第８条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）
第９条　役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード等（職務証跡）の作成に協力するものとする。

（改正）
第１０条　本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付　則

この規程は、平成２６年　５月　８日より適用する
この規程は、令和　３年　６月２４日改訂
この規程は、令和　５年　７月　１日改訂
この規程は、令和　６年　７月　１日改訂

役員報酬　別表１（日額）

名　称	報　酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	３，０００円	実費とする
評議員会出席報酬等	３，０００円	実費とする
第三者委員	３，０００円	実費とする

別表２

名　称	報　酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等(日額)	１０，０００円	実費とする
監事監査指導報酬等（日額）	１８，０００円	実費とする
第三者委員（日額）	１０，０００円	実費とする

別表３（日額）

旅　費	宿泊費	報酬	その他
実　費	１０，０００円	１０，０００円	実　費

※報酬等は，現金により本人に支給する。
ただし，本人の同意を得れば，本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

社会福祉法人まごころ　役員名簿　令和7年3月31日現在

理事長	増田正寿
理事	三重野隆志
理事	佐塚賀一
理事	青柳直樹
理事（施設長）	田中努
理事	朱曄
監事	浦田潤一
監事	伊代田雄大
評議員	沼田直樹
評議員	小山圭子
評議員	倉田明紀
評議員	島　俊和
評議員	吉永　功
評議員	山崎敏弘
評議員	石川優子
評議員選任解任委員	坂野真帆
評議員選任解任委員（施設職員）	石井達也
評議員選任解任委員	原﨑伸治